

宇部のコミュニティ・スクール

(地域とともにある学校づくり)

第2回山口県コミュニティ・スクール担当者・地域協育ネット担当者等の合同会議で、教育庁義務教育課の相田主査が「コミュニティ・スクールで できること、できないこと」と題し学校運営の可能性が拡大するコミュニティ・スクールの仕組みの充実について所管説明された一部を紹介します。 (以下の語句は使用されたスライド中ものを引用)

九つのメリット

① その学校区の保護者や学校関係者・地域住民の意見を「公式」に学校運営に反映できること

- 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

② 法に基づき教委から任命される委員で構成されている学校運営協議会は学校と対等の立場で(をめざして)議論できること

権限 学校運営の基本方針の承認を行う・学校運営について意見を述べるができる

③ 計画段階から教育活動に関わる(参画する)ことで、保護者や地域住民も教育の当事者として関われること

④ 「学校支援」活動を、様々な立場の人が目標を共有して行う「協働」による活動に発展できること

- 「協働」とは、同じ目的のために(目標に向けて)対等な立場で協力して共に働くこと
- 全体の合意形成(共通目標の設定)が必要、当事者意識を重視したきめ細かい対応が必要、学校・地域それぞれの主体的な取組が必要、「振り返り」を行う場の設定が必要

⑤ 教育課程の編成や授業づくりについても、保護者・地域住民がオブザーバーではなく、意見が言える立場で参加できること

- 社会に開かれた教育課程、学校・地域連携カリキュラムの作成、ユニット型研修

⑥ 学校と企業・組織などを公式に繋げる場として活用できること

- 地域・社会を支える人材(グローバルな視点をもつリーダー)、新しい価値を生み出す人材(地域創生・課題解決)、地域・社会に求められる人材(プロフェッショナル)

⑦ 「学校運営」に関して、PDCA サイクルの中で一定の権限と責任を持って学校と議論ができること

- 目的・目標の設定・微修正、具体的な手段・方法の工夫・変更、何をスクラップ・統合するか、新たな課題への対応をどうするか、どのように「業務改善」を行うか

⑧ 校長が交代しても、学校運営協議会によって「学校運営の基本方針」が継承されること (持続可能性)

- 理想としては、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を3月(前年度末)までに行うことで、年度初めから継続的な学校運営、及び地域連携教育が可能となる。

⑨ 想定外のことが起きたときにも、議論できる場があること

(一緒に「意思決定」を行う関係であること)

- 非常事態発生時には、「瞬時の判断」が求められ、「適切な役割分担」が必要となる。
 - ・ 普段から、学校と共に「意思決定」をする関係ができています
 - ・ 目標を共有しているので、適切な「役割分担」ができる
 - ・ 協議により決定したことを「協働」につなげることができる
 - ・ 子どもたちの教育の「当事者」として、自分は何ができるのかを探し続ける人々がいること

コミュニティ・スクールや地域協育ネットに関する活動情報をお寄せください。

宇部市教育委員会コミュニティスクール推進課

Tel 0836-37-2780

E-mail: ed-shakai@city.ube.yamaguchi.jp